

# 奈良市ゼロカーボン戦略策定事業業務委託 仕様書

## 1 業務名称

奈良市ゼロカーボン戦略策定事業業務委託

## 2 業務の目的

近年の世界的な脱炭素社会実現への動きや国のゼロカーボン宣言を受け、2021年5月に成立した「改正地球温暖化対策推進法」において、2050年に温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする、カーボンニュートラルの実現について法に明記された。

本市においては、2022年3月に策定した「奈良市第5次総合計画」や「第3次奈良市環境基本計画」において、2050年までに地域内の温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指す旨、明記している。

本業務は、2050年ゼロカーボンに向けて目指す将来ビジョンを具体化し、そこからバックキャストिंगすることで、その実現に向けた取組を示し、脱炭素社会を目指すための方向性を様々な主体と共有した上で、実現に向けて幅広い施策の展開に繋げるため、ゼロカーボン戦略を策定することを目的とする。

なお、本業務において「奈良市ゼロカーボン戦略」は「第3次奈良市地球温暖化対策地域実行計画」を兼ねたものとして位置付けるものとする。

## 3 業務の対象区域

奈良市全域

## 4 履行期間

契約締結日から令和5年3月15日（水）まで

## 5 予算概要

9,880,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする

## 6 業務の内容

### (1) 基礎情報（再エネポテンシャル含む）の収集・現状分析

本市の現状における温室効果ガス排出量を算出する。また、本市の自然的・経済的・社会的条件を踏まえ、再エネ導入及び温室効果ガス削減に向けた取組に関する基礎情報の収集、現状分析及び課題整理を行う。また、本市における温室効果ガス森林吸収量の把握を行うとともに、再エネ導入のポテンシャルを現地調査、統計等を踏まえて推計する。

## (2) 温室効果ガス排出量の将来推計

本市の特性や国及び本市の温室効果ガス削減対策の効果を踏まえ、本市の将来の温室効果ガス排出量に関する推計を複数のパターンに分けて行う。BAU(現状趨勢)及び複数の脱炭素シナリオパターンについて、部門ごとに温室効果ガス排出量推計を行い、中間目標年(2030年)及び最終目標年(2050年)における排出量を推計する。

## (3) 将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成

本市の地域特性や、今後のまちづくりの方向性を踏まえ、2050年ゼロカーボン実現に向けた将来ビジョンについて具体的なイメージを描く。脱炭素化に向けて、省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの最大限導入を核とした脱炭素シナリオを作成し、本市の経済・社会的課題を同時解決する方向性を描く。なお、将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成に当たっては、本市が今後進めていくまちづくりと連携し、市担当課や事業者との協議・調整を経て、本市の指定する重点エリアでの課題・方策・目標を盛り込んだものとする。

## (4) 再生可能エネルギー導入目標の設定

本市の地域特性を考慮し、導入可能な再エネについて、エネルギーの観点だけでなく、経済的なメリットや雇用創出の点も含め、エネルギーの種別・設置場所・規模・利用方法等について検討するとともに、将来のエネルギー消費量、他地域との連携の観点を踏まえたうえで、2050年ゼロカーボン達成に必要な再エネ導入目標を設定する。

## (5) 脱炭素を実現するための具体的施策の検討

本市の温室効果ガス排出量将来推計や再エネ導入目標を踏まえ、将来ビジョンを実現するために必要な具体的施策や指標について、省エネ・再エネ導入の両面から検討する。また、市内事業者・市民との連携方策を検討するとともに、市内の環境・経済・社会が好循環する「地域循環共生圏」の構築も見据えたものとする。また、本市が先導して再生可能エネルギー導入を進めるため、公共施設等の省エネ化・再エネ導入について、現地調査及び統計等を踏まえたうえで、具体的施策を提案する。

## (6) 推進体制の構築

施策の実施、進捗管理に係る市内及び市外の体制、市内事業者・市民との連携方法について検討し、施策を実施していくための推進体制を構築する。

## (7) 奈良市環境審議会の開催支援等

本市の附属機関である「奈良市環境審議会」(以下、「審議会」という。)の開催等について支援する。

- ① 受注者は、年2回程度開催する審議会に出席する。
- ② 開催に当たって必要な資料等については、受注者が提案し、発注者が承認する。
- ③ 審議会の資料作成・印刷、会議録の作成は受注者が行う。
- ④ その他、上記に記載のない事項は協議によって決定する。

## (8) 調査・検討内容とりまとめ

上記(1)～(7)の調査・検討内容についての報告書を作成する。

(9) 「奈良市ゼロカーボン戦略（案）」の作成

調査・検討内容を盛り込んだ「奈良市ゼロカーボン戦略（案）」及び「奈良市ゼロカーボン戦略 概要版（案）」を作成する。

7 成果品等

本業務の成果品として、以下を提出すること。

- (1) 報告書（A4判製本、A3判の折込可）印刷物 1部
- (2) 「奈良市ゼロカーボン戦略（案）」簡易製本 3部
- (3) 「奈良市ゼロカーボン戦略 概要版（案）」簡易製本 3部
- (4) 上記印刷物の原稿及び調査結果、その他本業務に使用した各種資料を含む電子データ 電子媒体 一式 1部

8 業務実施

- (1) 受注者は、業務の実施に当たり、本仕様書に基づくとともに、関係法令、上位計画等を遵守すること。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たり、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (3) 受注者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。
- (4) 受注者は、自らの組織から管理技術者を選任し、発注者に通知すること。
- (5) 受注者は、本業務委託の一部を再委託する場合は、あらかじめ発注者に書面による承諾を得ること。
- (6) 受注者は、業務中に知り得た内容等について、第三者にその情報を漏らしてはならない。
- (7) 業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (8) 本業務は、環境省の地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアルに沿った形で業務を実施すること。

9 打合せ及び協議記録

業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者と発注者は定期的に打合せを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、受注者がその都度記録し、発注者の確認を得ること。

10 貸与する資料および使用制限

本業務に当たっては、発注者は受注者より申請があれば資料を貸与するものとする。

なお、受注者は貸与された資料が本業務上必要であっても発注者の承諾なくして複製してはならない。受注者は本業務完了後、速やかに発注者へ返納するものとする。また、

受注者は貸与された資料に損傷ならびに滅失、盗難等のないように慎重に取り扱わなければならない。

#### 1 1 秘密事項等

本業務実施に当たり、奈良市個人情報保護条例及び下記の事項について遵守するものとする。

- ・本業務の過程で知り得た秘密事項、あるいは資料などを発注者の許可なく他に公表してはならない。
- ・セキュリティ対策及び個人情報保護に精通し、外部への情報漏洩の無きよう徹底した管理を実施しなければならない。

#### 1 2 損害賠償

本業務の実施に際し、自らの責に帰すべき事由によって発注者に損害を与えた場合は、契約金額を上限にその損害を賠償するものとする。

#### 1 3 権利関係

- (1) 本業務の成果品の著作権等はすべて発注者に帰属するものとし、発注者の承認を受けずに他に公表、貸与又は使用等をしてはならない。なお、本業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき理由により不良箇所が発見された場合は、速やかに必要な措置を講じるものとし、これに要する経費は受注者が負担するものとする。
- (2) 本業務の履行にあたって、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- (3) 文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を必ず明記すること。

#### 1 4 その他

本仕様書の内容等について疑義のある場合は、双方協議のうえ決定するものとする。

#### 1 5 担当課（問合せ先）

奈良市 環境部 環境政策課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話：0742-34-4591

電子メール：kankyoseisaku@city.nara.lg.jp